

10 住宅・土地、公共工事関係

(1) 住宅・土地、公共工事分野の基本方針

近年の国民の意識・要求の変化・多様化、現在の我が国の経済状況、ITの飛躍的な向上と普及、少子高齢化の進展、環境意識の高まり等社会・経済情勢の変化は、従来の量的需要の拡大という目標に代えて質的な面を重視するなど、これまでとは異なる都市・地域整備、住宅・社会資本整備の理念・手法の必要性を惹起している。こうした社会・経済の情勢変化を的確に把握し、又は先取りし、必要な制度の再構築を行う。

特に、経済社会活動の中心となる都市については、その魅力と国際競争力を高める観点から、住みやすく、働きやすい成熟した都市生活を実現するための各種制度改革を実施することにより、都市再生を推進する。

(2) 住宅・土地、公共工事分野の重点事項

不動産市場の透明性の確保

現下の経済情勢を踏まえ、不動産の流動化を促進する観点から、不動産競売制度をより使いやすい制度とするよう必要な改善を図るとともに、不動産情報の開示を進める。

都市に係る各種制度の見直し

経済社会活動の中心となる都市の魅力を高めるため、国際的水準の都市づくりを誘導する具体的なグランドデザインの策定を推進するとともに、民間主導の再開発事業を円滑に進めるための制度整備、インフラ整備を阻む制度的要因の是正を図る。

マンション建て替えの円滑化等

現行の建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）の見直しについての検討を進めるとともに、マンションの建て替えが円滑に実施できるようにするため、新たな制度を整備する。また、中古住宅市場の整備を積極的に展開できる環境整備を行う。

土地の有効利用の促進

個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画としての土地利用基本計画が果たすべき機能について検討を進める。

公共事業等の新たな手法

意思決定の透明性とアカウンタビリティ、合意形成過程における関係者の満

足度の向上を図るため、パブリック・インボルブメントのモデル的導入を推進する。

(3) 個別事項

ア 住宅・土地

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
不動産関連情報の一層の開示 (国土交通省)	a 不動産に関するインデックスを作成する民間主体等が、守秘義務を前提としながら、実売買価格を含む不動産取引事例の情報を十分に活用できる仕組みを整備する。	重点・都市(1)ア		平成14年度以降逐次実施	
	b 地価公示価格の透明性及び社会的信頼性を高めるため、取引当事者・取引対象地等が特定されない範囲で、評価に用いた基礎的情報及び評価手続について、閲覧等により一般に公開できるようにするなど、地価公示価格情報の一層の開示を図る。		平成13年度以降逐次実施		
	c 固定資産税評価額について、現在自己の資産に関する部分に縦覧が限定されているが、これを他の資産の評価額と比較できるように、固定資産課税台帳の縦覧対象範囲の拡大を図るほか、更なる情報開示を進める。 (第154回国会に係る法案提出)		法案成立後公布	措置(4月一部施行予定、1月施行予定)	
(総務省)					
(国土交通省)	d 不動産流通機構が運営しているコンピュータ・システム・ネットワークであるレインズ(Real Estate Information Network System)情報の質及び内容の拡充並びに成約情報等市況情報の提供促進も含めた活用方策につき、検討し、所要の措置を講ずる。	計画・住宅ア a	検討	措置	
不動産鑑定評価の適正化 (国土交通省)	多様化・高度化する不動産の鑑定評価に対するニーズに的確に対応できるよう、収益性を重視した、より精緻な手法や、より詳細な調査等を位置付けた不動産鑑定評価基準への見直しを行うことにより、不動産鑑定士等が依頼者に対するより一層の説明責任を果たすことができるようにする。また、実務レベルにおいて、その基準に基づいた不動産鑑定評価の普及・定着を図る。	重点・都市(1)イ〔計画・住宅ア b〕	検討	措置	
透明かつ公平な不動産流通制度の再構築 (国土交通省)	不動産流通を活性化させるため、より透明で公平な不動産取引の確保の観点から以下の点について検討する。 (a) 宅地建物取引業者の業務及び責任の範囲の明確化	重点・都市(1)ウ	検討(結論)		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	(b) 宅地建物取引業務以外のサービスの在り方 (c) 複雑化している「重要事項説明」に関する優先度を考慮した再整理				
借家制度の更なる改善 (法務省)	a 居住用建物について、当事者が合意した場合には定期借家権への切替えを認めることを検討する。	重点・都市(1)工		検討	結論
	b 定期借家契約締結の際の書面による説明義務の廃止、居住用定期借家契約に関して強行規定となっている借主からの解約権の廃止について、その是非を含めて検討する。			検討	結論
	c 借地借家法(平成3年法律第90号)上の正当事由制度について、建物の使用目的、建て替えや再開発等付近の土地の利用状況の変化等を適切に反映した客観的な要件とすることや、正当事由に関する賃貸人からの立ち退き料の位置付け・在り方について検討する。			検討	結論
	d 長期の定期借家契約の普及を促進する観点から、1か月とされる賃貸に関する仲介手数料について、実態の調査・分析を行い、その在り方について検討する。			検討 (結論)	
(国土交通省)					
競売の実効性確保 (法務省)	民法(明治29年法律第89号)第395条の短期賃貸借保護制度については、抵当権に後れる賃借権で事前に抵当権者が合意しないものは競売実施後の存続を一切認めないなど、廃止を基本として検討する。 また、以下の点を含め、競売制度については担保制度に関する制度面、運用面の両面について必要な見直し・改善を検討する。 (a) 競売参加者による物件内覧の機会の拡充 (b) 占有の正当性を占有者が挙証できない場合につき占有権原を否定する途を開くこと (c) 民事執行法(昭和54年法律第4号)の保全処分など占有排除に関する処分については、当事者を確知できなくともその物件の占有者に対して効力が及ぶような立法措置 (d) 最低売却価額の制度の在り方	重点・都市(1)オ 〔計画・住宅ア〕	検討	措置(法案提出)	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	(e) 競売物件の瑕疵担保責任の在り方 (次期通常国会に係る法案提出予定)				
地籍調査の積極的推進等 (国土交通省)	a 土地情報の基礎である地籍の明確性は、都市再生の円滑な実施の前提条件であることから、その実施率が低い都市部において、一定の目標に向けて計画的集中的に地籍調査を行えるよう、財源確保及び外部専門技術者の活用等執行体制の強化を図る。	重点・都市(1)カ		平成14年度以降逐次実施	
(法務省)	b 土地境界紛争に関する裁判外紛争処理制度の仕組みについて、総合的な裁判外の紛争処理解決手段(ADR)の制度基盤を整備するための方策(ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的枠組みを規定する法案の提出を含む。)に関する検討を踏まえて、必要な方策を検討する。			総合的なADRの制度基盤の整備に関する検討を踏まえて平成14年度以降措置	
不動産特定共同事業の手続要件 (国土交通省、金融庁)	電子機器を活用してより低廉な費用で不動産特定共同事業が活用されるよう書面交付手続等における電子機器の活用形態の明確化について、消費者保護やトラブルの未然防止を図りつつ、検討を行い、どのような電子機器の活用形態が、現行制度の「書面を交付して説明」(法第24条第1項)、「書面に記名捺印」(法第24条第2項)に該当するののかについて、他法令との整合性を図りつつ明確にする。その上で、必要があれば、制度改正を検討する。	計画・住宅ア	検討		
都市再生のための関連施策の一体的推進 (金融庁、総務省、財務省、国土交通省)	都市再生のため、土地の流動化を図る観点から、例えば、多様な主体の不動産証券市場への参加促進による不動産市場の活性化等、投資促進の観点から規制の見直しや、予算、税制の活用を行う。	重点・都市(1)キ	逐次実施		
都市のグランドデザインの策定 (国土交通省)	大都市地域については、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づくマスタープランにおいて、下記の項目についても明確に位置付けるよう措置する。 (a) 都市の骨格・中核となる都市計画道路、大	重点・都市(2)ア(ア)	平成14年度までに措置		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	<p>規模公園、緑地等の整備目標年度</p> <p>(b) 都市の過度な外延化の防止、職住近接の実現により、良好な都市環境を形成するための、都市全体と各エリアにおける人口密度(昼夜間人口)、一人当たり都市空間(住宅・オフィススペース)等に関する数値</p> <p>(c) ヒートアイランド現象の解消に資する、いわゆる「風の道」ともなる主要な緑地の配置の方針、確保目標</p>				
民間提案型の都市計画手続の導入 (国土交通省)	<p>a 住民の意向を尊重し、これを適切に都市計画に反映させるよう、都市計画の提案に係る手続等を整備する。 (第154回国会に関係法案提出)</p>	重点・都市(2)ア(イ)	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後6か月以内に施行予定)	
	<p>b 都市計画審議会の運営について、都市計画の案の審議が円滑に進むよう、必要に応じ、開催間隔の短縮化、年間開催計画の公表、手続の短縮化等の運用改善に努めるよう措置する。</p>			措置	
都市計画・建築規制の事前明示性の確保 (国土交通省)	<p>民間のまちづくりの意欲を高め、投資を積極的に誘導し、良好な市街地整備を実現するために、都市計画・建築規制の運用に関する基準について、さらに客観性・明示性の高いものとするとともに、容積率規制の緩和等の都市計画等に関する問い合わせについて、都道府県等が一定期間内に回答するような仕組みの導入を図るよう措置する。</p>	重点・都市(2)ア(ウ)	平成14年度までに措置		
計画許可制度の導入 (国土交通省)	<p>街区・地区単位で建築規制を課し、周辺との整合を勘案して緩和や規制を柔軟に行える仕組みを整備する。 (第154回国会に関係法案提出)</p>	重点・都市(2)ア(エ)	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後6か月以内に施行予定)	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
集団規定等の性能規定化の推進 (国土交通省)	a 建築基準法(昭和25年法律第201号)の集団規定をできるだけ仕様規定から性能規定に移行させる。また、移行できない規定についても、その趣旨・目的の明確化や内容の簡明化に努める。例えば、道路斜線制限については、今後、簡明さの維持という点も十分に踏まえつつ、各種技術進歩を活用し、基本的指標である天空率等の考え方ができるだけ柔軟にいかされるようにする。 (第154回国会に関係法案提出)	重点・都市(2)ア(オ)	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後6か月以内に施行予定)	
	b 同法の単体規定については、採光に関する規定の合理化について検討する。			検討 (結論)	
都市計画・建築規制の説明責任 (国土交通省)	a 都市計画決定権者が、用途、容積率等に係る規制について、その根拠の説明責任を果たすよう措置する。	重点・都市(2)ア(カ)	平成14年度までに措置		
	b 都市計画・建築規制に関する行政事件訴訟について、出訴要件の明確化の観点から、処分性、原告適格等に関する情報提供等ができるようにする。		検討	結論	
違反建築物対策 (国土交通省)	建築規制に関する違反是正の実効性確保のため、行政代執行の積極的活用に向けた違反建築物対策のためのマニュアル策定や運用の徹底のための措置を始め、違反建築物に関する情報開示、賦課金等の経済的なインセンティブ効果のある対策等について、幅広い観点から検討する。	重点・都市(2)ア(キ)	検討	結論	
市街地再開発事業の施行区域要件の緩和 (国土交通省)	市街地再開発事業の施行区域要件について、耐用年限の3分の2を経過した建築物は、耐火建築物の算定から除外されているが、地震災害に強いまちづくりを推進していく観点からも、この耐用年限の短縮化を図り、施行可能なエリアの拡大を行う。 【都市再開発法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第408号)】	重点・都市(2)イ(ア) [計画・住宅ア]	措置済 (12月施行)		
第二種市街地再開発事業への民間参入	民間の資金やノウハウを活用し、魅力ある都市の再生や木造住宅密集地域の改善を積極的に推進するため、用地買収型である第二種市街地再開発事業の施行主体として、地方公共団体、公団等	重点・都市(2)イ(イ)	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
(国土交通省)	の公的主体に加え、一定要件を備えた民間主体も認める。 (第154回国会に関係法案提出)			3か月以内に施行予定)	
第一種市街地再開発事業の権利変換計画に係る認可の迅速化 (国土交通省)	第一種市街地再開発事業の権利変換計画の認可について、事業の迅速化を図る観点から、法令等の客観的基準に違反しないと認められる場合には、都道府県知事等は速やかに認可しなければならない旨周知徹底する。 【市街地再開発事業の円滑かつ迅速な実施について(平成14年国土交通省課長通知)】	重点・都市(2)イ(ウ)	措置済		
都市再開発法における行政代執行の強化 (国土交通省)	市街地再開発事業の迅速化を図るため、施行者より請求があった場合には、都道府県知事等による行政代執行の的確な実施が確保されるよう、マニュアルの充実等運用の徹底を図る。	重点・都市(2)イ(エ)	検討	結論	
街区内の容積率の配分変更等の円滑化 (国土交通省)	同一の街区内で複数の建築物を計画する場合、容積率の適切な配分変更等を円滑に行えるようにするため、一団地の総合的設計制度等を活用するほか、事業計画の変更等によって、高度利用地区、再開発地区計画等の都市計画について、内容の変更が必要となった場合には、迅速な手続により行うよう措置する。	重点・都市(2)イ(オ)	平成14年度までに措置		
21地方公共団体における制度運営の適正化 (国土交通省、総務省)	地方公共団体による要綱行政については、駐車場や住宅付置義務、負担金や施設提供義務など実質的な強制を行うようなものは、これを条例化することを原則とするとともに、その内容を法令の趣旨に照らし適正なものとするなど、ルール明確化・客観化を図るよう要請する。 また、要綱による行政は、必要最小限の期間に限ることとし、その目的・意義を一定期間ごとに再検討し、できるだけ縮小することを基本とするよう要請する。	重点・都市(2)ウ	平成14年度までに措置		
22都市交通基盤等の整備 (国土交通省)	国際的水準の都市づくりを実現するためには、整備が進んでいない都市計画道路について、整備目標年限を定めた上で、その早期達成に努めることが重要であるため、公共用地取得に係る財源確保及び執行体制の強化を図る。	重点・都市(2)エ(ア)	平成13年度以降逐次実施		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
23土地収用法の積極的活用 (国土交通省)	事業者により土地収用法の事業認定等を適期に申請させるための措置について検討するとともに、事業の進行管理の適正化の観点から、適期申請に資する説明の責任を果たさせることを検討する。また、都市計画事業についても、適切な時期に事業者が収用手続きに移行すべきことを明確化し、一定期間内にそれを完了させるための措置について検討する。	重点・都市(2)工(イ)	検討	結論	
24道路の掘り返し期間の短縮化 (国土交通省、警察庁)	道路使用・占用許可は、工事全体が発生させる混雑のコストを引き下げることが考慮して運用されるようにする。	重点・都市(2)オ(ア)		措置	
25民間委託等の推進による駐車違反の取締り業務の効率化 (警察庁)	都心部における駐車違反取締りを効率化するため、引き続き当該業務の一部の民間委託等を積極的に推進する。	重点・都市(2)オ(イ)	平成13年度以降逐次実施		
26通勤鉄道における時間差料金制の導入 (国土交通省)	都心の土地の有効活用のためには、快適に通勤できる乗客の総数を大幅に増やす必要があるため、オフピーク時の運賃を安くし、ピーク時の運賃を高くする「時間差料金制」の採用誘因を鉄道事業者に与える方策を検討する。	重点・都市(2)オ(ウ)		検討	結論
27工業(場)等制限法の廃止 (国土交通省)	首都圏及び近畿圏の既成市街地等における産業及び人口の過度の集中の防止等を目的として、一定床面積以上の工場や大学等の新增設を制限する工業(場)等制限法については、製造業従事者や工場立地件数の減少等の産業構造の変化、少子化の進行に伴う若年人口の減少等、社会経済情勢が著しく変化していることを踏まえ、これを廃止する。 (第154回国会関係法案提出)	重点・都市(2)カ	法案提出	措置(法案成立後公布・廃止)	
28区分所有法(昭和37年法律第69号)の建て替え	区分所有法の建て替え要件を5分の4以上の合意のみとすることや、隣接敷地との敷地共同化による建て替えや住宅部分以外の床(商業・業務床)の大幅な増加を認めることも含めて、マンシ	重点・都市(3)ア(ア) 〔計画・	検討	措置(法案提出)	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
要件の見直し (法務省)	<p>ヨン建て替えを円滑に実施するための方策を早急に検討し、平成14年秋までに改正法案を作成する。</p> <p>(平成14年度中に国会に關係法案提出予定)</p>	住宅ア)			
29マンション建て替え法制の整備 (国土交通省)	<p>区分所有者による良好な居住環境を備えたマンションへの建て替え事業を円滑化するため、法的安定性の確保に留意しつつ、行政庁の認可に基づく法人格を有する建て替えのための団体の設立、抵当権等を含む關係権利が建て替えに伴って円滑かつ確実に再建建物に移行するための仕組みの整備等を内容とする新たな建て替え制度を整備する。</p> <p>(第154回国会に關係法案提出)</p>	重点・都市(3)ア(イ) 〔計画・住宅ア〕	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後6か月以内に施行予定)	
30既存不適格マンションの建て替えの円滑化 (国土交通省)	<p>総合設計制度等の容積率特例制度の積極的活用等により既存不適格マンションの建て替えの円滑化を図る。</p>	重点・都市(3)ア(ウ)		措置	
31中古住宅市場の整備 (国土交通省)	<p>平成12年に、建設省が行った「住宅ストック形成・有効活用システム」についての提案募集で提案されたシステムの広報を行うとともに、民間が自らイニシアチブを取ってこうしたシステム整備事業を積極的に展開できる環境整備を行うため、提案募集の提案等を踏まえ、中古住宅の性能評価の方法及び性能表示の項目・方法、保存すべき情報(新築時の工事情報と住宅性能、維持管理及びリフォーム実施の履歴等)の項目と保存・管理の方法、住宅履歴・性能に基づく価格の査定方法、瑕疵担保責任に対する保証の方法、消費者への性能、履歴等の情報の開示の方法と項目につき、具体的な方策を検討し、所要の措置を講ずる。</p>	計画・住宅ア	一部措置済	逐次実施	
32中古住宅の検査制度、性能表示制度の整備 (国土交通省)	<p>中古住宅の外装、内装、設備、耐震性能等を第三者である評価機関が買主又は売主に代わって標準化された方法により検査し、その結果を参考とし売買契約や賃貸借契約の締結を判断できるような制度を導入する。</p>	重点・都市(3)イ(ア)		措置	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
33 マンション等のストック管理のルール (国土交通省)	マンションの老朽・劣化に対応するための長期修繕計画、地震・火災などによる損傷・滅失に対応するための保険等危機管理・復旧の問題、長期修繕計画後建物の寿命を迎えるまでの間の延命措置（建物の部分建て替えなど）につき、マンションの所有者全員で構成される区分所有者の団体（いわゆる「管理組合」）により適切な計画が策定されることを促進するため、例えば修繕マニュアルの作成、計画策定時の考慮事項の例示、事例集の作成等環境整備に努める。	計画・住宅ア a	検討	検討 (結論)	措置
34 マンションの維持管理等に係る履歴情報の整備 (国土交通省)	管理組合によるマンションの適正な維持管理を支援するとともに、中古マンションの市場での流通円滑化を図ることを目的として、管理組合及び中古マンション購入者による維持管理等に係る履歴情報の利用可能性を高めるための方策を検討する。	重点・都市(3)イ(イ) 〔計画・住宅ア b〕	検討	検討 (結論)	
35 公的土地の有効活用 (国土交通省)	地方公共団体等の公的主体が所有する公営住宅等の用に供する土地が必ずしも有効に活用されていないという実態を踏まえ、PFI事業の積極的推進等により、民間施設も含めた複合・高度利用を推進し、都市を中心とした、公的主体が所有する土地の有効活用を図る。	重点・都市(3)ウ(ア)	平成13年度以降逐次実施		
36 適正な公営住宅管理 (国土交通省)	a 公営住宅については、真に住宅に困窮している者に的確に供給することが重要であり、入居における資産の考慮も含めた適正な管理や地域の状況に応じた効率的な運営の在り方について検討する。	重点・都市(3)ウ(イ)		検討	結論
(国土交通省、厚生労働省)	b 公的に家賃の援助を受けている公営住宅入居者の家賃滞納防止のため、家賃を公営住宅の担当部局が家賃援助の担当部局より直接受領する等の関係部局が連携した対策の推進など、公営住宅の家賃の滞納防止を図る。			措置（平成14年度以降）	
37 都市計画制度改正の円滑な施行 (国土交通省)	第147回国会においてなされた都市計画法改正により、準都市計画区域制度や特定用途制限地域制度、特例容積率適用区域制度等が創設されるとともに、都市計画に関するマスタープランの充実、線引きの選択制の導入等の措置が行われた	計画・住宅ア	措置済		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	が、これらの制度を地方公共団体が十分に使いこなせるよう、都市計画運用指針の周知を行い、改正法の円滑な施行を図る。				
38土地利用に係るマスタープランの拡充 (国土交通省)	土地利用に係る個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画としての土地利用基本計画が果たすべき機能に関しては、国土利用計画、全国総合開発計画及び各圏域のブロック計画との関係の整理の必要性についての検討と併せ、現行の土地利用基本計画の内容の詳細化の必要性、計画の策定手続の在り方と策定支援方策について、今後の制度の改正も含めて、更に検討を進める。	計画・住宅ア	検討		
39開発行為・宅地造成に関する工事に係る手続 (国土交通省)	開発行為・宅地造成に関する工事に係る手続の迅速化に関し、書類の簡素化及び完了検査に関する状況調査及び検討を行い、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。 【提出書類等の簡素化・統一化については、「開発許可制度運用指針」(平成13年国土交通省総合政策局長通知)において措置済み】	計画・住宅ア	一部措置済	検討(結論)	措置
40駐車場付置義務の弾力化 (国土交通省)	地方公共団体の参考となるよう、地区特性を加味した駐車場付置義務基準に関する考え方について検討する。	要望等		検討	結論

イ 公共工事

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
パブリック・インボルブメントの活用 (農林水産省、国土交通省)	国の各公共事業部局は、従前における取組も踏まえ、それぞれの事業の計画策定手続におけるパブリック・インボルブメントの在り方を検討し、直轄事業について早急にモデル的に導入を進める。また、こうした検討やモデル事業の状況を踏まえ、一定の成案を得た段階で、その検討成果を地方公共団体に提示し、あるいは、取組事例を取りまとめ、発表する等、地方公共団体におけるパブリック・インボルブメントの導入を支援する。	計画・住宅イ	一部措置済	検討(可能なものからモデル事業を実施)	モデル事業を実施、成案を地方公共団体に提示等

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
公共工事における設計・施工一括発注方式の導入 (国土交通省)	設計・施工の分離発注の例外として、事業の性格等を考慮しながら設計・施工一括発注方式の導入についての結論を得て、所要の措置を講ずる。	計画・住宅イ	措置済		
公共工事における各種書類の標準化とネットワークの活用 (国土交通省)	公共工事において関係者間で交換・共有する各種情報の標準化を推進するとともに、ネットワークの活用を促進する。	計画・住宅イ	検討	検討	措置
公共工事における政府調達の電子化 (国土交通省及び関係府省) < I T E 22 c (b)の再掲>	平成13年10月から一部の直轄事業でインターネットを活用した電子入札・開札を開始、原則として、平成16年度までにすべての直轄事業で電子入札・開札を導入する。 なお、国土交通省においては、公共事業支援統合情報システム(CALS/EC)を平成16年度までに構築する。	計画・住宅イ	13年度以降逐次実施 (16年度までに措置)		
建設業に係る会社分割の円滑化 (国土交通省)	申請者から早い段階での申し出と事前打合わせにより事業の空白がなるべく生じないようにする等、建設業者の企業再編の自主的な取組みについて可能な限り支援できるよう検討の上、措置する。	要望等		措置	

ウ その他

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
諸外国における建設機械の騒音試験の承認 (国土交通省)	EUにおける建設機械騒音の試験について、国土交通省で定めている試験方法・基準値との整合及び承認方法等を調査し、その結果を踏まえて検討する。	計画・住宅ウ	検討	検討	結論
測量機器の検定 (国土交通省)	公共測量に使用する測量機器の検定及び測量機種登録については、平成12年度に引き続き、法的位置付けについての検討を行い、平成13年度中	計画・住宅ウ	措置済		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	に結論を得て、所要の措置を講ずる。 【機器検定への第三者機関の参加（平成13年国土交通省課長通知） 機種登録の廃止（平成13年国土地理院部長通知）】				
建設業に係る許可申請の電子化 （国土交通省）	建設業許可に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。	計画・住宅ウ	検討	検討	一部施行
宅地建物取引業に係る免許申請の電子化 （国土交通省）	宅地建物取引業の免許に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。	計画・住宅ウ	検討	検討	一部施行
水道の水質検査 （厚生労働省）	a 水質検査項目のうち、工程管理と一体不可分なものとして、水道事業者が自主検査を行うべき範囲・項目の区分けを行う。	計画・住宅ウ	検討	措置	
	b 簡易専用水道の設置者からの依頼に基づき地方公共団体の機関又は厚生労働大臣指定検査機関が行っている検査について、その管理に関する規制体系全体を見た上で、より実効的な水質確保がなされるよう、早急に措置する。		検討	措置	